

## 障害者活躍推進計画

機関名	松江市ガス局
任命権者	松江市ガス事業管理者 ガス局長 山内 政司
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日（2年間）
松江市ガス局における障害者雇用に関する課題	松江市ガス局は、障害者任免状況の法定雇用障害者数1人を雇用している。今後も障害者活躍推進計画に基づき、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場となるよう取り組んでいくもの
目標	
① 採用に関する目標	障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。 実雇用率 2.44% 各年度6月1日時点の法定雇用率以上 (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない (評価方法) 毎年度末にアンケートを実施し、定着の状況を把握・進捗管理
取組内容	
1.障害者の活躍を推進する体制整備	(組織面) ○障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 (人材面) ○松江市障がい者福祉課と連携し、職員に対し、障がいに関する理解促進・啓発、またお客様対応のための研修を年1回以上受講させる。
2.障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	障がい者の雇用を行う場合においては、 ○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者があった場合は、労働局に相談を行うとともに、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討を行う。
3.障害者の活躍を推進するための環境・人事管理	障がい者の雇用を行う場合においては、 ○相談窓口の設置のほか、人事評価面談等の機会を活用し、障がいのある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ、検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。 ○募集・採用に当たっては、募集する業務遂行が可能である上において、特定の障がいを排除、又は特定の障がいに限定する等といったことがないよう適切に取扱う。
4.その他	松江市が定める「松江市障がい者就労施設等からの優先調達

	<p>方針」に基づき、物品や役務を調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを引き続き推進していく。</p>
--	--